

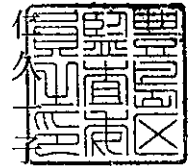
掲
示
済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成23年9月14日

豊島区監査委員
同
同
同

山 木
鳴 川
増 田
永 野
智 惠
裕 裕



掲 示 期 間
自 9 月 14 日
至 9 月 28 日

23豊総総発第 1323-1 号
平成 23 年 8 月 29 日

豊島区監査委員 様

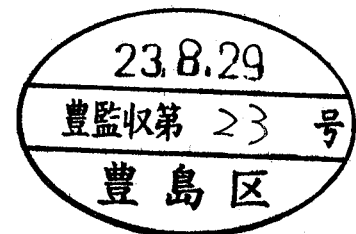
豊島区長 高野之夫



平成 21 年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第 1 期〉）

結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成 21 年度定期監査（部局監査及び施設監査（第 1 期））
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 7 意見</p> <p>1. 報償費の支出について</p> <p>区においては、多くの部課で計画策定や区政にかかる重要事項の検討等にあたり各種の審議会や検討(委員)会などを設置し、その委員には報酬や報償費を支出している。</p> <p>また、区民向けの事業等において講演会や講座、教室等の開催に伴いさまざまな分野の専門家等を講師として招き、これらの外部講師に対しても報償費を支出している。</p> <p>この報償費の支出に関しては、平成 18 年度及び平成 19 年度の定期監査報告において統一的基準の確立等について意見を付している。</p> <p>区では、平成 20 年 10 月 21 日付、「豊島区報償費支払額基準」を策定し、各部局あて通知を行い、報償費支出の適正化を図ったところである。</p> <p>本基準については、平成 21 年度の予算編成にかかる依命通達の中で示されたものであることから、監査対象とした平成 20 年度の報償費支出のすべてがこの基準に準拠して行われたものとは言えないが、今後、以下の観点から一層適正化に向けた取り組みを要望する。</p> <p>(1) 事前協議にかかる報償費について</p> <p>事前協議の際に、別途報償費を支払っているケースが見受けられた。</p> <p>審議会での審議結果の検討や検討会での報告書作成あるいは計画書策定にあたって、委員から適切な意見やアドバイスをもらうことは、必要な場合があり、上記支払基準においても、会議以外の日で止むを得ない場合に限り認めているところである。しかしながら、これらの委員には、会議体の構成メンバーとして本来の報酬や委員謝礼が支払われることから、事前協議の謝礼は真に必要な場合に限定して支出すべきである。</p> <p>したがって、各部課においては各種会議体</p>	<p>1. 報償費の支出について</p> <p>報償費については、支出の適正化を図るため、統一基準となる「豊島区報償費支払額基準」を平成 20 年 10 月 21 日付で制定した。</p> <p>予算計上にあたっては、この基準に基づくよう、予算編成開始時に通知する「当初予算編成にかかる事務処理方針について」の中で、平成 21 年度から毎年度、上記の基準表を添付し、周知徹底を行っている。</p> <p>なお、一層の周知徹底を図るため、「平成 23 年度予算の執行方針等について」の中でも周知を図った。</p> <p align="right">【政策経営部財政課】</p> <p>(1) 事前協議にかかる報償費について</p> <p>指摘のとおり、介護保険事業推進会議において、同日の事前協議については、直前までの調整等が必要であるため、報償費の支払いを行っているところである。しかしながら、平成 23 年度当初から会議体の位置付け、運営方法等を改正し、平成 23 年度以降は、指摘事項である事前協議に対する報償費は支払わないこととした。</p> <p align="right">【保健福祉部介護保険課】</p> <p>建築審査会及び建築紛争調停委員会における事前協議に係る謝礼については厳に必要な場合、かつ会議以外の日にのみ行ってお</p>

の運営方法や検討事項にかかる協議方法などを十分に精査したうえで、真に必要な場合に限定して事前協議謝礼を支出するよう留意されたい。

(2) 報償費の積算方法について

「豊島区報償費支払額基準」は、報償費の支出を会議体の委員に支払う謝礼と講演会、講座などの外部講師に支払う場合とに区分し、前者については日額の限度額を、後者については時間単価の限度額を規定している。

しかしながら、各部課の支出の中にはこの取扱いを混同し、会議体の委員等についても、時間単価を積算基礎として支出額を決定している事例も見られた。

今後の執行にあたっては、上記基準の規定内容を十分に精査のうえ、基準に合致した支出額とし支出決定書等に適用した基準を明記するとともに、一般基準ではなく特別基準を適用して支出額を設定する場合には、その理由を明確にしたうえで、上記支払基準に基づき適正な支出手続きを経るよう努められたい。

(3) 外部会議、研修会等出席の場合の取り扱いについて

各種審議会、委員会の委員が特別区関係の協議会や職務に関し他団体が主催する研修会などに出席する場合に謝礼として一定額を支出するケースが見受けられる。

これらの委員の職務遂行に対する対価としては、報酬や委員謝礼が支出されており、上記のような場合には謝礼ではなく、費用弁償として会議や研修会に要した費用の実費を弁償するという前提で支出科目や支出金額を決定する必要がある。

該当するケースについて再検討を行い、支出方法、支出内容の改善を図られたい。

り、今後ともこの基準は厳守する方針である。

【都市整備部建築指導課】

(2) 報償費の積算方法について

報告書において、「外部講師に時間単価を設定せず謝礼を支出していると見受けられる例」として専門講座講師謝礼を例示されている。現在は講師謝礼に関しては「豊島区報償費支払額基準」内で額を決定しており、特別基準を要する場合は事前に所属部長または財政課の承認を得て、支出書類に添付しているところである。

【子ども家庭部子育て支援課】

建築審査会・建築紛争調停委員会においては左記基準に基づき、日額の限度額として支払をしている。

【都市整備部建築指導課】

(3) 外部会議、研修会等出席の場合の取り扱いについて

建築審査会・建築紛争調停委員会の委員等が協議会や研修会に出席する場合は、平成22年度予算からは実費弁償のみ計上し、委員謝礼等の経費は計上していない。

【都市整備部建築指導課】

委員会の委員が、他団体主催の研修会へ出席する機会は、当面ないが、今後は実費弁償を前提とする執行方法とする。

【保健福祉部障害者福祉課】

所管部課： 政策経営部財政課
事例該当課： 教育総務部教育総務課、子ども家庭部子育て支援課、保健福祉部障害者福祉課、同介護保険課、都市整備部建築指導課

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>2. 政務調査費について</p> <p>政務調査費については、これまでの監査等を通じ、使途基準の明確化などについて意見を述べてきた。その後、区議会においては、議会改革検討会での検討が進められたが結論を得るに至らず、使途基準の明確化が図られなかったことは誠に遺憾である。</p> <p>本年(平成21年)3月に提出された住民監査請求の監査においても、視察経費にかかる会派以外の参加者経費の誤計上等による収支報告書の修正や政務調査費の一部返還などが行われ、監査対象の範囲も修正せざるを得ない事態も生じたところである。</p> <p>区議会においては、現在、正副幹事長会の下に設置された分科会において、使途基準の明確化に向けた取り組みが進められているところであるが、一日も早い検討結果の取りまとめと支出項目ごとに詳細かつ明確な使途基準の確立が期待されるところである。</p> <p>また、「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」第9条において「区長は、(中略)必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」として政務調査費の返還について規定されているが、政務調査費にかかる責任ある執行を確保するため、支出内容に対する審査体制の充実も不可欠である。</p> <p>したがって、政務調査費を支出している区長部局としても、設置された第三者機関による詳細かつ十分な検討を通じて早急に検討結果を取りまとめ、その結果を踏まえたうえで、政務調査費の使途基準の明確化や支出内容に対する審査体制の確立を図ることにより、区民からの信頼の確保に努められたい。</p>	<p>2. 政務調査費について</p> <p>総務課において、外部委員による政務調査費執行の適正化について専門的意見を聴取するため、政務調査費検討会を設置した。期間は、平成21年9月から平成22年3月に渡って行い、検討会としての報告書の提出を受けた。</p> <p>この検討会と同時並行で、区議会の正副幹事長会の下に設置された正副幹事長会政務調査費検討分科会でも政務調査費の使途基準を検討しており、分科会における報告書においても使途基準が示された。</p> <p>政務調査費の使途基準については、平成22年4月15日付豊島区正副幹事長会政務調査費検討分科会報告書の使途基準が、より現実的であるため、検討分科会の使途基準細目を新たな基準として平成22年度の政務調査費より実施した。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務課】</p>
	<p>所管部課： 区議会事務局議会総務課、総務部総務課</p>

平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）

結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>3. 歳入の確保策の推進について（ロケーションボックス事業及び広告収入）</p> <p>区が所有する資産や広報媒体等を積極的に活用し、地域の活性化や区民サービスの向上、区の積極的なPRに活用することには大きな意味がある。同時に、これらが歳入の確保にもつながるならば積極的に推進していくべきである。</p> <p>西部区民事務所での映画、テレビ撮影等は、地域住民の理解と職員の努力もあり、平成20年度には約1,600万円の収入を上げている。また、撮影関係者による地域経済への波及効果もあり、地域の活性化にも寄与しているところである。当該事務所については、複合施設の建設計画もあり、今後数年間の使用となると予想されるが、引き続き積極的な事業展開を図るよう要望する。</p> <p>ロケーションボックス事業については、平成16年度に文化商工部を中心に新規事業として事業化を検討した経緯があるが、その後、区の基本方針が明確になっておらず、上記西部区民事務所及び図書館における一部実施を除き実績があがっていない状況にある。ロケーション・スポットとして魅力的な目白庭園では、撮影ルールが定められていないことから撮影業者との調整がつかず、断念したケースも所管課から報告されている。</p> <p>区財政への寄与のみならず区としてのPR効果も大いに期待できるロケーションボックス事業については、豊島区における映像制作に対する総合相談窓口を設置し、区立施設での撮影に関する相談、調整や撮影場所等の情報提供を行えるようにするなど諸条件の整備を図られたい。</p> <p>その際、運営についてはとしま未来文化財団を活用することやロケーションボックス事業に適用する施設使用料の創設を図ることなどについてもあわせて検討を進められたい。</p> <p>また、広報媒体を活用した歳入の確保策として、区では平成18年2月に「豊島区広告掲載取扱要綱」（平成19年4月改正）を定め、広報としまへの広告掲載や豊島区ホームページへのバナー広告掲載により、平成20年度では約1,084万円の広告収入をあげていることは高く評価できる。この取り組みは、豊島区案内図、区民課・税務課・国民健康保険課で使用する窓口用封筒や通知等の送付用封筒への広告掲載、さらに区の刊行物である「国保だより」や「障害者福祉のしおり」、また小学校で使用する通学安全誘導旗への広告掲載にまで逐次拡充されてきている。</p> <p>区民への通知等で封筒を大量に使用する介護保険課など、未実施の課においては、積極的な導入を図るとともに、広告掲載が可能な媒体への一層の拡充に努められたい。</p>	<p>3. 歳入の確保策の推進について（ロケーションボックス事業及び広告収入）</p> <p>引き続き広報媒体を活用した歳入確保に努め、新たな媒体についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部広報課】</p> <p>区民の利用を妨げない範囲で、また、地域住民に迷惑にならないように注意して、旧平和小学校施設に対する映画、テレビ等の撮影を許可し、使用料収入を確保する。</p> <p style="text-align: right;">【区民部西部区民事務所】</p> <p>本来のロケーションボックス事業とは、ロケ等を誘致して撮影活動を幅広く支援する窓口を指すが、現状はロケ希望者からの電話問合せ等に対し、希望に対応可能と思われる施設を紹介して、詳細は施設管理者とロケ隊関係者との協議に委ねている。</p> <p>西部区民事務所等を除き実績があがっていない理由として、個人情報保護や施設利用者への配慮、ロケが可能である施設であっても施設担当者に撮影条件等のノウハウがない、事業の内容が十分周知されていない事などにより施設の目的外使用の現場協力が得にくいため、慎重にならざるを得ない。</p> <p>施設使用料においては、西部区民事務所・中央図書館・本庁舎において設定されており、公園等は各条例で料金設定をしている。その他においては「行政財産使用料条例」を活用した料金徴収形態の検討で対応している。</p> <p>としま未来文化財団においても、平成18年度から22年度まで旧日出小学校を利用して施設を提供してきた。現在は財団所管のその他施設において、一般利用の基準に準じている。</p> <p style="text-align: right;">【文化商工部文化観光課】</p>

図書館においては、今後とも各図書館における撮影について、引き続き事業展開を図り、歳入の確保につなげていく。

【文化商工部図書館課】

介護保険課においては、保険者証、納付通知など様々な関係書類等を区民に対して送付しているところである。

しかしながら、送付封筒の大きさ、形状により、実質的に広告掲載が不可能な状況であるとともに、区内及び近隣区においては介護保険事業所も多数、存在し、これら事業所においては、介護保険事業とは別の業種の事業を営んでいる場合もある。

もしこれらの事業所を広告掲載した場合、あたかも区が推奨することにもなりかねない。

区が保険者としての公平性を確保する立場から、現状では安易に事業者等の広報宣伝を行うことは妥当ではないと判断している。

【保健福祉部介護保険課】

所管部課： 区民部西部区民事務所、文化商工部文化観光課、同図書館課、政策経営部広報課、保健福祉部介護保険課

平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>4. 交通安全対策特別交付金・道路整備基金について</p> <p>交通安全対策特別交付金は、道路交通法の規定により納付された反則金を財源に、地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び補修を促進するために、これに要する経費の財源として交付されるものである。各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、国勢調査による人口集中地区人口、改良済道路延長を指標として算定、交付されており、平成20年度決算における歳入額は約3,670万円である</p> <p>この交付金については、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」にその用途が明確に規定されているが、これまで全国の自治体における同交付金の用途については、会計検査院の昭和63年度決算検査報告において、「国庫補助の対象となった事業、法令が定める施設とは認められないものの設置又は管理に係る事業など交付金の対象とは認められない事業が多数見受けられ、この結果、2県4市1特別区においては、(中略)交付した交付金の額が、実施した充当対象事業の事業費を上回っており、約3,930万円の交付金が充当されていないこととなっており、適切とは認められない。」との指摘により、一部の自治体において不適正な運用が行われていることが明らかになった。当時の自治省ではこの指摘に基づき、対象となった県、市、特別区に対し速やかに追加工事を実施するよう指示するとともに、指導の強化を徹底させる等、交付金制度の適正な運用を図るべく措置を講じた経過がある。</p> <p>本区においては、これまで同交付金が対象事業である事業の特定財源としては使われず、一般財源化されていることから、今後、上記のような指摘や措置命令を受けるような事態を招かないよう、同交付金の用途を精査したうえで対象事業に限定してその財源に充当し、用途の適正化に向け改善を図られたい。</p> <p>また、道路整備基金は、平成16年3月に、池袋副都心地区の区域内の重要な幹線道路及びそこから延びる重要な幹線道路の整備に資するため創設され、平成20年度末現在高は約4,140万円である。しかし、同基金の活用は、実態として翌年度に整備する基金充当路線の整備費を前年度に積み立て、整備年度に取り崩す手法により行われている。この手法では、整備費を単に前年度に確保するだけであり、本来の基金設置の目的、趣旨からすれば、これを逸脱するものといわざるを得ない。</p> <p>さらに、基金の充当財源も充当対象路線の道路占用料に限定せず、整備計画に基づく事業費相当額を積み立てる手法をとっている。</p> <p>今後、交通安全対策特別交付金の特定財源化とあわせ、こうした道路整備基金のあり方や活用について改めて検討するよう要望する。</p>	<p>4. 交通安全対策特別交付金・道路整備基金について</p> <p>「交通安全対策特別交付金」については、総務省の地方財政状況調査（決算統計）や都区財政調整制度において、「一般財源」として取り扱われていることや、23区において特定財源としているのが1区にとどまっている状況を踏まえ、当面は一般財源として計上する。なお、本交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定は、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）」及び「交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部を改正する政令（平成16年政令第195号）」により廃止となっている。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部財政課】</p> <p>交通安全対策特別交付金の一般財源化は、財政課の判断による。</p> <p style="text-align: right;">【土木部交通対策課】</p> <p>道路整備基金については、基金設置の目的、趣旨に基づき適正に運用し池袋副都心地区の整備を計画的に推進する。近年、駅周辺の道路改修を集中的に行っているため結果として前年度分を取り崩しているだけのように見えるが、良好で快適な副都心の池袋の基盤整備を維持するため、今後とも安定的な財源確保が必要である。なお、基金の充当財源の考え方等については、財政課の判断による。</p> <p style="text-align: right;">【土木部道路管理課】 【土木部道路整備課】</p> <p>所 管 部 課 政策経営部財政課、土木部道路管理課、同道路整備課、同交通対策課</p>

平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）

結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>5. 借上げ自転車駐車場について</p> <p>駅周辺の放置自転車対策については、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」（平成18年6月14日策定）（以下「総合計画」という。）に基づき、駐輪場等の整備が進められているところである。</p> <p>総合計画に基づく各鉄道事業者の協力により、これまで駅に至近の場所に駐輪場が確保できるなど利用者の利便性に配慮した施設整備が進められている。</p> <p>このような状況の中で、本格的な放置自転車対策事業の始動期に、民間の土地や施設を賃借して供用した駐輪場については、利用者から徴収する利用料金に対して土地や施設の賃借料・維持管理費用が割高となっていることからコスト率が悪く、赤字が多額となっている駐車場も存在している。</p> <p>その一方で、道路法の改正に伴い歩道内に駐輪場が設置できるようになったことなどから、最近ではコイン式による路上駐輪施設を設置し、投資額が少なく利用効率も高い管理手法がとられてきている。</p> <p>設置方式の違いによるコスト率を比較してみると、施設や土地を賃借している一般の駐車場が平均129%であるのに対し、路上等に設置している駐車場は平均54%であり、両者のコスト率の違いは歴然としている。</p> <p>今後も社会情勢の変化を踏まえ、地域の放置自転車の状況も勘案したうえで、コスト率の悪い施設についてはその存廃を積極的に検討し、コストパフォーマンスを発揮できる方式への転換を促進されたい。</p>	<p>5. 借上げ自転車駐車場について</p> <p>コスト率の悪い駐輪場については、駅周辺の放置自転車の状況を検証しながら、効率的な運用方法を探るとともに廃止も検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【土木部交通対策課】</p>
	<p>所管部課： 土木部交通対策課</p>

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>6. 指定管理者制度のあり方について</p> <p>区では公の施設の管理運営について、平成17年度の指定管理者制度の導入以降、順次拡充してきており、平成20年4月1日現在では、集会施設、ホール、文化芸術関連施設、生涯学習施設、体育施設、自転車駐車場、公園、福祉施設など28施設について指定管理者による管理運営が行われている。</p> <p>その中で、豊島区民センター、豊島公会堂、勤労福祉会館や地域文化創造館、舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）の管理運営については、非公募による指定管理者制度が採用され、としま未来文化財団が指定管理者として各施設の管理運営を行っている。</p> <p>これらの施設のうち、舞台芸術交流センターを除く各施設については、指定管理者制度導入前からとしま未来文化財団が区から管理運営を受託しており、その後も指定管理者として引き続き施設の管理運営を担っている。</p> <p>ところで、指定管理者制度導入にあたっては、指定管理者が管理することにより、サービスの向上につながり、質が高く効率的な管理運営が求められるが、これらの条件を満たすためには、利用料金制（施設使用料の収入を指定管理者の収入とすることができる制度）の導入や施設における自主事業の展開によって指定管理者自身の事業活動が拡充できるインセンティブが働くことも必要である。</p> <p>この点、指定管理者制度を導入している施設のうち、体育施設や自転車駐車場については指定管理者の創意工夫のもと様々な自主事業も展開され、一定の収益をあげるとともに利用者に対するサービス向上にも寄与するなど、指定管理者制度導入の趣旨に適った運営も行われている。</p> <p>しかしながら、豊島区民センター、豊島公会堂、勤労福祉会館、地域文化創造館については、上記の利用料金制は採用されているものの、当該施設の区からの管理委託経費の算定において、旧委託時の委託料清算方式と変わることなく、当初予算計上額からさらに厳密に査定した収入見込額を差し引いた額を委託料としており、この意味では、インセンティブが働いているとはいえない状況にある。</p> <p>また、地域文化創造館を除く3施設では、指定管理者が自らの創意工夫により自主的な事業を展開するといった状況ではなく、指定管理に移行する以前の施設の管理運営と事実上差異がない状況となっている。</p> <p>今後、指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、施設管理運営のあり方、指定管理者としてのあり方、区民サービスの充実にもつながる効果的な事業展開などについて、さらに検討を深められたい。</p>	<p>6. 指定管理者制度のあり方について</p> <p>区民センター、公会堂、勤労福祉会館、地域文化創造館については、従来の管理受託団体が非公募により指定管理者となっており、指定管理料の提案は他団体との競争に晒されない。そのため指定管理料提案額が施設の実態や計画内容を精査した適正なものであるかを十分にチェックする必要がある。募集時に基準額を事前に提示することや、提案の受領後に十分な期間を設定して提案額の算出根拠をチェックすることなど、指定管理料額の適正化を図るための方策を検討中である。</p> <p>区民センター、公会堂、勤労福祉会館については施設設備の老朽化が著しく、何より施設としての最低限の安全性と快適性を確保しなければならないというのが現実である。今後は新設又は大規模修繕を前提に、施設目的をどう考えるのか、指定管理者に対し何を求めるのかを明確にした上で、最もその目的実現に適した団体が指定管理者となるよう選定方法を検討する。</p> <p align="right">【政策経営部行政経営課】 【文化商工部生活産業課】 【文化商工部学習・スポーツ課】</p> <p>所管部課： 政策経営部行政経営課、文化商工部生活産業課、同学習・スポーツ課</p>

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>7. 生活保護にかかる体制の充実について</p> <p>本区のケースワーカー及び面接員1名当たりの被保護世帯数は、昨年(平成20年)5月が23区中第8位、本年(平成21年)5月には93.4世帯で第5位、7月には97.2世帯で第4位と急激に増加している状況にある。</p> <p>この原因としては、昨年来の経済不況による雇用情勢の悪化と本区がターミナル駅池袋駅を抱えているという事情によるものと想定される。</p> <p>定期監査において、こうした急激な被保護世帯の増加は、ケースワーカーのみならず生活福祉課職員全体の負担増ともなり、ケースワーカーが本来取り組むべき就労への動機付け等が充分に行えない現状であるとの説明があった。その後の相談件数の伸びから推定すると、ケースワーカー及び面接員1名あたりの被保護世帯が100世帯を超えるのは時間の問題であるものと思われる。</p> <p>社会福祉法第16条の規定により80世帯が標準とされている中で、これは深刻な事態といわざるを得ない。区は、定員管理計画に基づく職員2,000名体制の実現に向け、職員定数の削減を進めている途上にあるが、このような状況に対しては何らかの早急な対応が求められる。</p> <p>生活保護は、国の根幹的な社会保障制度として実施している以上、本来の目的である被保護者に対する自立への支援を確実に継続することや自治体によって格差が生じないよう公平な取り扱いが求められるところである。</p> <p>正規職員の単純な人員増が困難な状況の中で、このような事態をいかに乗り切って取り組みの充実を図っていくことができるのか、正規職員の融通を含め、専門性をもった非常勤職員の採用や派遣制度の一層の活用、地域からの協力体制の構築等も含め、早急にマンパワーの確保等に取り組まれるよう要望する。</p> <p>さらに、生活福祉課の執務スペースの確保など、職場環境の改善についても特段の配慮をされたい。</p>	<p>7. 生活保護にかかる体制の充実について</p> <p>○平成22年度の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部生活福祉課の新設 ・正規職員18名、非常勤職員2名を増員（生活福祉課と西部生活福祉課を合わせて） <p>○平成23年度の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉課、西部生活福祉課の保護係を各1係増設 ・生活福祉課と西部生活福祉課を合わせて正規職員8名、非常勤職員5名を増員 <p align="right">【政策経営部行政経営課】</p> <p>保健師や精神保健福祉士の有資格者、ハローワークや年金事務所の出身者などの専門性を持った非常勤職員を雇用するとともに、NPO法人への業務委託などを推進し、地区担当員の負担を軽減するような取り組みを行っている。</p> <p>また、生活福祉課の執務スペースが狭隘であることから、平成22年度から西部保健福祉センター内に西部生活福祉課を新設し、区内の居宅地区を分割して担当することとした。これにより、執務スペースを確保し、職場環境の改善を行った。</p> <p align="right">【施設管理部財産運用課】 【保健福祉部生活福祉課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部生活福祉課、政策経営部行政経営課、施設管理部財産運用課</p>

平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>8. 業務用携帯電話の使用状況の把握について 業務用携帯電話については、国民健康保険課、介護保険課、豊島清掃事務所、道路整備課、交通対策課などいくつかの課で使用されている。携帯電話は、その利便性から、現場において緊急性、即時性が要求される場合には有効な連絡通信手段である。</p> <p>しかしながら、定期監査の過程において確認したところ、明確に業務用携帯電話の通話記録の確認をしている部課は見られなかった。</p> <p>業務用携帯電話については、適正な使用を確保する意味からも、電話会社から通話記録を徴するなど、使用された内容をチェックする仕組みを構築されたい。</p> <p>一方、日常的な業務連絡等で携帯電話を使用する必要がある部課においては、職員個人の負担とすることなく公費で携帯電話料金の予算措置をされるよう望む。</p>	<p>8. 業務用携帯電話の使用状況の把握について 業務用携帯電話は、平成22年4月よりプリペイドカードの有効期限が切れたため、その後は使用していない。</p> <p>【区民部国民健康保険課】</p> <p>清掃事務所では、業務用携帯電話の通話記録の確認については、電話会社から通話記録を徴するように手続きをとった。</p> <p>【清掃環境部豊島清掃事務所】</p> <p>当課では平成22年度から、携帯電話を使用していない。</p> <p>【保健福祉部介護保険課】</p> <p>道路整備課では、業務用携帯電話の通話記録の確認については、毎月の通話記録を電話会社に請求し適正な使用を確認するようにした。</p> <p>【土木部道路整備課】</p> <p>不要不急以外の通話を控えるとともに、電話会社から通話記録を徴する手続きをとった。</p> <p>【土木部交通対策課】</p> <p>所管部課： 区民部国民健康保険課、保健福祉部介護保険課、清掃環境部豊島清掃事務所、土木部道路整備課、土木部交通対策課</p>

平成 21 年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第 1 期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 7 意見</p> <p>9. 経費節減に向けた創意工夫について</p> <p>官報については、現在、総務部総務課、文化商工部図書館課、都市整備部建築指導課、教育委員会事務局教育総務課等で定期購読がされている。</p> <p>官報の購読は、冊子版の購読に加えて、パソコンの機能を活用し、記事や日付から必要な情報を検索し抽出する官報情報検索サービスもある。</p> <p>冊子版を紙ベースで購読する定期購読には、43,000 円の経費を要しており、これを上記すべての部課で定期購読することは無駄な経費の支出となると思われる。可能な限り安価なデータベースを活用し、必要な情報を入手することが望ましい。</p> <p>今後、紙ベースでの定期購読を精査し、必要に応じ情報の共有化を図るとともに、データベースの活用について検討されるよう要望する。</p> <p>また、郵便については、規制緩和の動きから、郵便事業株式会社の EXPACK やゆうパックの他、その他の事業者による宅急便やメール便などが急速に普及してきている。</p> <p>これを通常郵便とメール便の規格や料金で比較すると、例えば、A4 サイズで厚さが 2 cm、重量が 1,000 g の郵便物の場合、定形外郵便では 580 円、メール便では 160 円という料金設定となっており、メール便の方が安価である。</p> <p>メール便については、生活産業課における事業者向けの産業振興資料の送付や学習・スポーツ課における各種生涯学習資料の送付など、活用を図っている事例も見受けられる。</p> <p>このように、郵便物の発送方法については多様化が進んでいることから、発送部数や規格、重量により、より安価で確実な方法を選択し、可能な限り経費の節減ができるよう努められたい。</p> <p>官報の購読方法やメール便の活用は、事務改善の視点で日常業務を見直すことで経費節減につながる事例を挙げたものであるが、この他にも、日常業務における創意工夫や事務改善によって経費節減ができることは数多くあるものと考えられる。常に効率的な事務執行を念頭に、経費の節減に努められたい。</p>	<p>左の意見事項に対する措置状況等</p> <p>9. 経費節減に向けた創意工夫について</p> <p>総務課における官報の購入については、法規事務及び行政情報コーナーにおける閲覧用として購入しているものである。</p> <p>したがって、今後とも総務課においては、最低限の部数で官報の定期購入を引き続き実施する。 【総務部総務課】</p> <p>官報については、平成 22 年度予算からは計上していない。また、郵便については各サービスの内容を考量しながら利用を図りたい。さらに、事務連絡的な内容の通信にあっては、可能な限り電子メールの利用を図っている。 【都市整備部建築指導課】</p> <p>図書館における官報の購入については、職員が購読するものではなく、図書館利用者に対する閲覧用として購入しているものである。</p> <p>したがって、今後とも図書館課においては、官報の定期購入を引き続き実施する。 【文化商工部図書館課】</p> <p>所管部課： 総務部総務課、文化商工部図書館課、都市整備部建築指導課、教育委員会事務局教育総務課</p>

平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）

結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>10. 保育所入所待機児解消に向けた公有地等の有効活用について</p> <p>保育園に入園を希望しても入れない入所待機児は平成21年4月現在122名である。前年度同時期より64名増加しており、保育需要が大きく膨らんでいる傾向にある。これは、社会経済状況の悪化の影響などから共働きの家庭が増加したことがひとつの要因とも考えられる。</p> <p>こうした待機児の増加傾向を受け、平成20年度には、自宅等で乳児を預かり、家庭的な雰囲気の中で保育を行う保育ママ事業が開始され、さらに、仮児童遊園跡の活用や民間施設の借上げによる保育ママ事業専用施設として「すくすくルーム」も設置された。このような取り組みは、急激な状況変化に対応する緊急的で有効な措置として評価できるものである。</p> <p>このような緊急的かつ一時的な保育の場の確保については、保育園の新規設置によらず、点在する未・低利用地や、近隣住民の理解のもと児童遊園等を暫定的に活用することによる「すくすくルーム」や保育園の分園設置などによって対応を図ることが有効であると考えられる。また、廃止施設や他区で進めている区立幼稚園の活用を検討する方法もある。</p> <p>将来の保育需要を的確に把握し、早急に具体的検討を進められるよう要望する。</p>	<p>10. 保育所入所待機児解消に向けた公有地等の有効活用について</p> <p>待機児の状況等の行政需要を踏まえ、施設再構築方針のもと、所管課と連携し、廃止施設等の有効活用や各施設の適正配置、利用効率の向上を図っています。千川小学校の跡地では、老朽化する高松第一保育園を移転し定員増加を図るべく、現在整備手法の検討を進めています。</p> <p style="text-align: right;">【施設管理部財産運用課】 【施設管理部施設計画課】</p> <p>平成23年4月から、区民住宅ソシエ駒込の空き室3戸及び、東池袋の居住環境整備事業用仮住居1戸を活用して、合計児童定員25名分の保育ママ施設「すくすくルーム」を開設した。</p> <p style="text-align: right;">【子ども家庭部子育て支援課】</p> <p>平成20年度及び平成21年度に策定した「豊島区保育計画」に基づき、豊島区の保育基盤の整備・充実を図っていく。具体的には、平成26年度までに、認可保育所については新設や改築・改修により180人の受入枠拡大を進めるとともに、別に、認証保育所などの活用により120人の受入枠の拡大を進め、全体で300人の拡大を目指す。この計画をベースに、緊急的に対応できる施策や臨時的な施策を優先実施して、待機児の早期の解消を図る。平成22年度は、認可保育所の新設の準備を事業者と調整するとともに、改築・改修の準備を順次進め、同時に認証保育所3か所を優先して誘致し、あわせて保育ママの拡充を図った。</p> <p style="text-align: right;">【子ども家庭部保育園課】</p>
	<p>所管部課： 施設管理部財産運用課、同施設計画課、子ども家庭部子育て支援課、同保育園課</p>

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等																											
<p>第7 意見</p> <p>12. 事務の適正処理について</p> <p>毎年、部局監査の一環として実施している事務監査では、庶務・服務関係、予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産及び施設管理などの事務について、関係書類及び帳票の作成、記載、管理等について調査を実施しているが、本年度、その中で処理の適正性を欠くと思われた主な事項を下記に列挙するので、事務処理の適正化に向けた改善を図り、あわせて課内でのチェック体制に充分留意されたい。</p> <p>(1) 主管課契約に関する事項</p> <p>① 分割発注を行ったと見受けられる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル購入（定額給付金担当課長） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3月29日納期</td> <td>契約金額</td> <td>228,000円</td> </tr> <tr> <td>3月29日納期</td> <td>契約金額</td> <td>285,000円</td> </tr> </table> ・納付書OCR（単票）の印刷（税務課） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2月27日納期</td> <td>契約金額</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td>2月27日納期</td> <td>契約金額</td> <td>189,000円</td> </tr> </table> ・図書の購入（学習・スポーツ課〈郷土資料館〉） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3月4日期限</td> <td>契約金額</td> <td>178,466円</td> </tr> <tr> <td>3月12日期限</td> <td>契約金額</td> <td>6,048円</td> </tr> <tr> <td>3月13日期限</td> <td>契約金額</td> <td>10,831円</td> </tr> <tr> <td>3月25日期限</td> <td>契約金額</td> <td>178,439円</td> </tr> <tr> <td>3月31日期限</td> <td>契約金額</td> <td>176,951円</td> </tr> </table> 	3月29日納期	契約金額	228,000円	3月29日納期	契約金額	285,000円	2月27日納期	契約金額	157,500円	2月27日納期	契約金額	189,000円	3月4日期限	契約金額	178,466円	3月12日期限	契約金額	6,048円	3月13日期限	契約金額	10,831円	3月25日期限	契約金額	178,439円	3月31日期限	契約金額	176,951円	<p>12. 事務の適正処理について</p> <p>(1) 主管課契約に関する事項</p> <p>① 分割発注を行ったと見受けられる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル購入（定額給付金担当課長） <p>定額給付金申請書を5年間保存するためのファイルの購入である。町名別、邦人・外国人別、その他の区分等に分冊すること及び添付書類の量が一定でないこと等の理由からファイル冊数の算定が困難であった模様。事務を引継ぐ課として今後は一括して発注していく。</p> <p align="right">【区民部区民活動推進課】</p> ・納付書OCR（単票）の印刷（税務課） <p>上段が住民税普通徴収用納付書（整理第一係発注）、下段が軽自動車税用納付書（税務係発注）であり、コンビニエンスストアでの納付を平成21年4月から行うため同時期に発注した。今後、印刷製本費等については、発注する係が異なっても課として一括して、まとめて発注する。</p> <p align="right">【区民部税務課】</p> ・図書の購入（学習・スポーツ課〈郷土資料館〉） <p>計画性を欠いた予算の執行計画、支出であり、以後、図書の発注購入を月ごとにまとめ、支出についても、注意している。</p> <p align="right">【文化商工部学習・スポーツ課】</p>
3月29日納期	契約金額	228,000円																										
3月29日納期	契約金額	285,000円																										
2月27日納期	契約金額	157,500円																										
2月27日納期	契約金額	189,000円																										
3月4日期限	契約金額	178,466円																										
3月12日期限	契約金額	6,048円																										
3月13日期限	契約金額	10,831円																										
3月25日期限	契約金額	178,439円																										
3月31日期限	契約金額	176,951円																										

・ちらし印刷（資源循環課）

8月4日契約（周知ちらしの印刷）

契約金額 297,675円

8月4日契約（周知ちらしの印刷〈外国語版〉）

契約金額 281,400円

・雨衣の購入（豊島清掃事務所）

9月5日納期 契約金額 298,095円

9月10日納期 契約金額 280,560円

・改修工事にともなう整理棚、物置架、調理台等備品購入（保育園課）

2月25日納品 契約金額 296,730円

3月6日納品 契約金額 299,250円

3月19日納品 契約金額 293,556円

3月30日納品 契約金額 34,650円

3月31日納品 契約金額 66,756円

・保育園における食器戸棚、調理台備品購入（保育園課）

3月19日納品 契約金額 155,400円

3月27日納品 契約金額 252,200円

・保育園における整理棚備品購入（保育園課）

2月25日納品 契約金額 283,500円

3月13日納品 契約金額 297,150円

3月17日納品 契約金額 298,200円

3月19日納品 契約金額 294,000円

3月25日納品 契約金額 283,500円

② 複数業者から見積りを徴していない契約

・保険料額・決定通知書用封筒の印刷（高齢者医療年金課）

・デザイン委託3件、事業の設営委託（生活産業課）

・ちらし印刷（資源循環課）

10月から実施する新しい回収方法を区民に周知するため、期日が迫っていたこと及び日本語版と外国語版なので分けて発注をした。現在は内容等が異なったものもまとめるようにし、適正に発注を行っている。

【清掃環境部資源循環課】

・雨衣の購入（豊島清掃事務所）

被服貸与対象者サイズ把握の本人アンケートに記入ミスが多数発見したことにより、追加発注の必要性が発生したため、疑義が生じるような購入をした経緯があった。

今後、貸与者サイズ等の把握に万全を期するとともに適正処理に努める。

【清掃環境部豊島清掃事務所】

・改修工事にともなう整理棚、物置架、調理台等備品購入（保育園課）

・保育園における食器戸棚、調理台備品購入（保育園課）

・保育園における整理棚備品購入（保育園課）

短期間に購入の必要性が発生し、立て続けに発注をしたことにより、疑義が生じるような購入をした経緯があった。その点においては、計画性を持って契約・購入するよう対応している。その他においても、適正な処理をするよう努めている。

【子ども家庭部保育園課】

② 複数業者から見積りを徴していない契約

・保険料額・決定通知書用封筒の印刷（高齢者医療年金課）

定期監査の指摘を受け、複数業者から見積りを取り、適正な処理を行っている。

【区民部高齢者医療年金課】

・デザイン委託3件、事業の設営委託（生活産業課）

監査の指摘を受け、複数業者から見積りをと

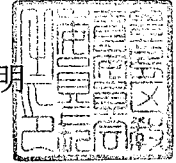
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター印刷（定額給付金担当課長） <p>③ 仕様書において個人情報取扱いやセキュリティにかかる特記事項の記載が不十分な契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知文等封入委託、納入通知書作成・印字・封入委託で、個人情報にかかる特記事項がない、あるいは情報セキュリティにかかる事項が充分でない。（国民健康保険課） <p>・図書館システム保守委託で、情報セキュリティにかかる事項が充分でない。（図書館課）</p> <p>・介護保険認定支援システム保守委託、収納対策業務カスタマイズ作業委託で、個人情報にかかる特記事項がない。（介護保険課）</p> <p>・障害者就労前準備講座運営委託で、個人情報にかかる特記事項がない。（障害者福祉課）</p>	<p>り、適正な処理を行っている。</p> <p style="text-align: right;">【文化商工部生活産業課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター印刷（定額給付金担当課長） 監査の指摘を踏まえ、複数業者から見積りを取り、適正な処理を行っている。 <p style="text-align: right;">【区民部区民活動推進課】</p> <p>③ 仕様書において個人情報取扱いやセキュリティにかかる特記事項の記載が不十分な契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知文等封入委託、納入通知書作成・印字・封入委託で、個人情報にかかる特記事項がない、あるいは情報セキュリティにかかる事項が充分でない。（国民健康保険課） <p>指摘された主管課契約について、個人情報にかかる特記事項等の記載をするようにした。</p> <p style="text-align: right;">【区民部国民健康保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館システム保守委託で、情報セキュリティにかかる事項が充分でない。（図書館課） <p>平成 22 年度契約から、情報セキュリティ対策に関して、適切に記載している。</p> <p style="text-align: right;">【文化商工部図書館課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定支援システム保守委託、収納対策業務カスタマイズ作業委託で、個人情報にかかる特記事項がない。（介護保険課） <p>監査終了後、確認を行い、指摘された契約事案に限って、記載されていなかったものである。平成 22 年度以降については、すべて遺漏のないよう記載している。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労前準備講座運営委託で、個人情報にかかる特記事項がない。（障害者福祉課） <p>障害者就労前準備講座運営委託については、平成 22 年度より個人情報にかかる特記事項を明記している。（第 1 条～第 8 条）</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部障害者福祉課】</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

23豊教総発第1114号
平成23年8月24日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会

委員長 清田 明



平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査＜第1期＞）

結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成 21 年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第 1 期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 7 意見</p> <p>1. 報償費の支出について</p> <p>区においては、多くの部課で計画策定や区政にかかる重要事項の検討等にあたり各種の審議会や検討(委員)会などを設置し、その委員には報酬や報償費を支出している。</p> <p>また、区民向けの事業等において講演会や講座、教室等の開催に伴いさまざまな分野の専門家等を講師として招き、これらの外部講師に対しても報償費を支出している。</p> <p>この報償費の支出に関しては、平成 18 年度及び平成 19 年度の定期監査報告において統一的基準の確立等について意見を付している。</p> <p>区では、平成 20 年 10 月 21 日付、「豊島区報償費支払額基準」を策定し、各部局あて通知を行い、報償費支出の適正化を図ったところである。</p> <p>本基準については、平成 21 年度の予算編成にかかる依命通達の中で示されたものであることから、監査対象とした平成 20 年度の報償費支出のすべてがこの基準に準拠して行われたものとは言えないが、今後、以下の観点から一層適正化に向けた取り組みを要望する。</p> <p>(2) 報償費の積算方法について</p> <p>「豊島区報償費支払額基準」は、報償費の支出を会議体の委員に支払う謝礼と講演会、講座などの外部講師に支払う場合とに区分し、前者については日額の限度額を、後者については時間単価の限度額を規定している。</p> <p>しかしながら、各部課の支出の中にはこの取扱いを混同し、会議体の委員等についても、時間単価を積算基礎として支出額を決定している事例も見られた。</p> <p>今後の執行にあたっては、上記基準の規定内容を十分に精査のうえ、基準に合致した支出額とし支出決定書等に適用した基準を明記するとともに、一般基準ではなく特別基準を適用して支出額を設定する場合には、その理由を明確にしたうえで、上記支払基準に基づき適正な支出手続きを経るよう努められたい。</p>	<p>1. 報償費の支出について</p> <p>(2) 報償費の積算方法について</p> <p>平成 21 年度から、「豊島区報償費支払額基準」に基づき会議体の委員に謝礼を支払うこととした。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育総務課】</p>
	<p>所管部課： 政策経営部財政課 事例該当課： 教育総務部教育総務課、子ども家庭部子育て支援課、保健福祉部障害者福祉課、同介護保険課、都市整備部建築指導課</p>

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>9. 経費節減に向けた創意工夫について 官報については、現在、総務部総務課、文化商工部図書館課、都市整備部建築指導課、教育委員会事務局教育総務課等で定期購読がされている。 官報の購読は、冊子版の購読に加えて、パソコンの機能を活用し、記事や日付から必要な情報を検索し抽出する官報情報検索サービスもある。 冊子版を紙ベースで購読する定期購読には、43,000円の経費を要しており、これを上記すべての部課で定期購読することは無駄な経費の支出となると思われる。可能な限り安価なデータベースを活用し、必要な情報を入手することが望ましい。 今後、紙ベースでの定期購読を精査し、必要に応じ情報の共有化を図るとともに、データベースの活用の推進について検討されるよう要望する。 また、郵便については、規制緩和の動きから、郵便事業株式会社のEXPACKやゆうパックの他、その他の事業者による宅急便やメール便などが急速に普及してきている。 これを通常郵便とメール便の規格や料金で比較すると、例えば、A4サイズで厚さが2cm、重量が1,000gの郵便物の場合、定形外郵便では580円、メール便では160円という料金設定となっており、メール便の方が安価である。 メール便については、生活産業課における事業者向けの産業振興資料の送付や学習・スポーツ課における各種生涯学習資料の送付など、活用を図っている事例も見受けられる。 このように、郵便物の発送方法については多様化が進んでいることから、発送部数や規格、重量により、より安価で確実な方法を選択し、可能な限り経費の節減ができるよう努められたい。 官報の購読方法やメール便の活用は、事務改善の視点で日常業務を見直すことで経費節減につながる事例を挙げたものであるが、この他にも、日常業務における創意工夫や事務改善によって経費節減ができることは数多くあるものと考えられる。常に効率的な事務執行を念頭に、経費の節減に努められたい。</p>	<p>9. 経費節減に向けた創意工夫について 平成21年度から、インターネット情報を活用し、官報購読を中止した。 【教育総務部教育総務課】</p> <p>郵送する物件により、安価で効率的な執行方法を選択することとした。 【教育総務部教育総務課】</p> <p>所管部課： 総務部総務課、文化商工部図書館課、都市整備部建築指導課、教育委員会事務局教育総務課</p>

**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査（第1期））
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>11. 特定非営利法人としま遺跡調査会について としま遺跡調査会（以下、調査会という）は、教育委員会内部におかれる任意団体であったが、平成19年5月に特定非営利法人として発足すると同時に、豊島区教育委員会との間で埋蔵文化財調査等に関する協定を締結し、教育委員会からの委託によって、区内における埋蔵文化財の発掘、調査等を行う法人となった。</p> <p>調査会が国庫補助対象事業として発掘調査を実施した実績は、平成18年度は16件で3,746千円、平成19年度は18件で7,931千円、平成20年度は15件で2,736千円となっている。</p> <p>このように、豊島区における埋蔵文化財発掘調査は、調査会が中心となり進める形態をとっているが、その組織、活動内容、教育委員会との関係などの点においては、以下のような課題がある。</p> <p>第1は、調査会組織の構成である。現在、調査会の理事は5名置かれているが、そのうち、2名は教育委員会が所管する附属機関である「豊島区文化財保護審議会」の学識経験の委員及び元委員、他の2名は教育委員会事務局職員、残る1名は区の退職者で構成されている。調査会は、発掘調査の実施にあたっては豊島区教育委員会と請負又は協定の当事者という関係に立つことから、法人の自立性の確保の観点から今後検討が必要である。</p> <p>第2は、区からの貸付金についてである。調査会は毎年、埋蔵文化財発掘調査事業貸付金として、区から100万円の貸付を受けているが、特定非営利法人としては、基本的に法人運営や事業の実施に必要な資金は自ら調達することが原則である。今後、調査会が区から独立して自立的な法人として活動の充実を図るためには、自立的な財務体質への転換を図っていくことも不可欠と思われる。</p> <p>第3は、調査会以外の民間の発掘調査事業者との関係についてである。</p> <p>平成20年度の調査会会計収支計算書の支出の部を見ると、発掘調査事業費約6,940万円のうち、土工事・作業委託費及び測量委託費の支出が約5,940万円であり、総額の約86%は調査会以外の事業者へ再委託したものと考えられる。また、教育委員会が平成21年2月に実施した委託業者選定においては、その対象業務を埋蔵文化財の試掘調査等について実施され、業者選定が行われている。都内においては、民間事業者、特定非営利法人、研究的機関などを含め、十分なスタッフも擁し、発掘業務を受託できる能力をもつ団体は数多く存在していることから、発掘調査業務を広く事業者へオープン化する意味においても、調査業務の委託のあり方について再検討が必要である。</p> <p>なお、検討にあたっては、調査会が今後行うべき事業については、発掘調査の実施にかかる事業者への指導や出土した遺物の整理、調査研究、調査報告書の作成など、より学術的かつ普及啓発的業務を重点に取り組むことなどを検討する余地もあるものと考えられる。</p> <p>調査会と区との関係のあり方については、以上述べた各視点を踏まえ、埋蔵文化財発掘調査事業をその原点から再度見直すこととあわせて、今後、十分な検討を行われたい。</p>	<p>11. 特定非営利法人としま遺跡調査会について</p> <p>第1 調査会の構成について 理事5名全員が文化財保護審議会委員及び区職員（元委員・区の退職者を含む）で構成されるとの指摘を受け、調査会と調整を重ねた結果、平成22年11月12日に開催された調査会の定期総会において、教育総務課長が理事から外れ代わりに調査会元職員が新たに理事に選ばれたため、区関係者は1名減となった。</p> <p>第2 区からの貸付金について 調査会では、平成22年度から作業の効率化等を図り、資金計画の見直しを行うことにより、法人として財政の立て直しを進めている。平成22・23年度は区からの貸付を受けるが、平成24年度以降は受けない予定であり、区も調査会の当該方針を受け、貸付金の予算計上を見送る方向で検討している。</p> <p>第3 民間発掘調査事業者との関係について 区では、平成23年度予算において過年度の調査にかかる報告書の作成に向けた出土品の整理作業委託費を計上した。整理作業については、発掘調査を実施し、調査の内容を熟知する調査会に業務委託して行う。</p> <p>これを受け、調査会では未整理地区の作業計画を立て、整理作業及び報告書作成に重点的に取り組む方向で検討を進めている。</p> <p>また、平成23年度には、区の埋蔵文化財発掘調査事業全般について、関係職員（事案によっては調査会職員も含む。）による検討を行う。区と調査会との関係の見直し及び民間調査組織への発掘調査業務の委託等を含め、今後の調査方針を規定する予定である。</p> <p align="right">【教育総務部教育総務課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部教育総務課</p>

**平成 21 年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第 1 期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

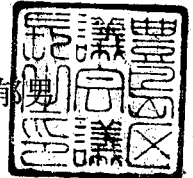
監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 7 意見</p> <p>12. 事務の適正処理について</p> <p>毎年、部局監査の一環として実施している事務監査では、庶務・服務関係、予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産及び施設管理などの事務について、関係書類及び帳票の作成、記載、管理等について調査を実施しているが、本年度、その中で処理の適正性を欠くと思われた主な事項を下記に列挙するので、事務処理の適正化に向けた改善を図り、あわせて課内でのチェック体制に充分留意されたい。</p> <p>(1) 主管課契約に関する事項</p> <p>① 分割発注を行ったと見受けられる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校プール循環浄化装置修繕（学校施設課） 3月30日、31日期限で18件の契約 契約総額 2,904,300円 ・小中学校消防設備等修繕（学校施設課） 3月19日～31日期限で9件の契約 契約総額 1,267,413円 <p>なお、上記2件の契約は、循環浄化装置や消防設備などの点検受託業者が、その業務終了後、さらに修繕業務を随意契約で受託しているものであり、契約にかかる公平性や透明性の観点からも問題がある契約である。</p> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島みみずく資料館の管理運営委託にあたって、特定個人に従事させる内容の契約を行っている。（教育総務課） 	<p>12. 事務の適正処理について</p> <p>(1) 主管課契約に関する事項</p> <p>① 分割発注を行ったと見受けられる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校プール循環浄化装置修繕（学校施設課） プールの循環浄化装置は年2回の保守点検による報告を受けて修繕を実施している。 平成22年度は前期点検後の修繕について、後期点検と同時に実施とし、契約課にて契約締結を行った。後期点検後の修繕については、平成23年度の前期点検と同時実施を予定しており、契約課での契約を予定している。 ・小中学校消防設備等修繕（学校施設課） 平成20年度における消防設備の修繕は、年度末に故障が発生し、消防設備という特性上、早急な修繕が必要と判断し、主管課契約で保守会社に修繕を依頼したものである。 平成21年度からは契約課契約にて適正な手続きで修繕契約を締結している。 【教育総務部学校施設課】 <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島みみずく資料館の管理運営委託にあたって、特定個人に従事させる内容の契約を行っている。（教育総務課） 平成21年度から、個人を特定するのではなく必要とされる業務能力に対応できる業者と指定理由を変更し、シルバー人材センターとの契約を継続した。 【教育総務部教育総務課】

23豊議発第611号

平成23年9月12日

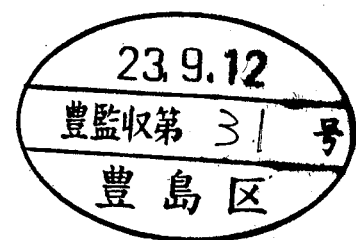
豊島区監査委員 様

豊島区議会議長 里中 郁



平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成21年度定期監査（部局監査及び施設監査〈第1期〉）
結果報告における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第7 意見</p> <p>2. 政務調査費について</p> <p>政務調査費については、これまでの監査等を通じ、使途基準の明確化などについて意見を述べてきた。その後、区議会においては、議会改革検討会での検討が進められたが結論を得るに至らず、使途基準の明確化が図られなかったことは誠に遺憾である。</p> <p>本年(平成21年)3月に提出された住民監査請求の監査においても、視察経費にかかる会派以外の参加者経費の誤計上等による収支報告書の修正や政務調査費の一部返還などが行われ、監査対象の範囲も修正せざるを得ない事態も生じたところである。</p> <p>区議会においては、現在、正副幹事長会の下に設置された分科会において、使途基準の明確化に向けた取り組みが進められているところであるが、一日も早い検討結果の取りまとめと支出項目ごとに詳細かつ明確な使途基準の確立が期待される場所である。</p> <p>また、「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」第9条において「区長は、(中略)必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」として政務調査費の返還について規定されているが、政務調査費にかかる責任ある執行を確保するため、支出内容に対する審査体制の充実も不可欠である。</p> <p>したがって、政務調査費を支出している区長部局としても、設置された第三者機関による詳細かつ十分な検討を通じて早急に検討結果を取りまとめ、その結果を踏まえたうえで、政務調査費の使途基準の明確化や支出内容に対する審査体制の確立を図ることにより、区民からの信頼の確保に努められたい。</p>	<p>2. 政務調査費について</p> <p>政務調査費使途基準の見直しを行うため、平成21年6月に正副幹事長会の下に検討分科会を設置した。分科会では6回にわたり検討を行い、平成22年4月23日に正副幹事長会に検討結果を報告し、了承を得た。そのうえで、同日、豊島区議会政務調査費取扱指針(平成22年議長訓令第2号)として制定し、平成22年度交付分の政務調査費から適用することとした。</p> <p align="right">【区議会事務局議会総務課】</p>
	<p>所管部課： 区議会事務局議会総務課、総務部総務課</p>